

訴 状

事 件 名	ビキニ環礁水爆実験行政処分取消等請求事件
当 事 者 の 表 示	当事者目録記載のとおり
訴 訟 物 の 価 額	金 2 3 5 8 万 3 3 3 2 円
貼 用 印 紙 額	金 9 万 2 0 0 0 円

令和2年3月30日

原告ら訴訟代理人弁護士 南 拓 人

同 江 川 孝 明

同 高 林 藍 子

同 大 野 鉄 平

同 福 元 温 子

同 田 坂 一 也

同 小 野 歩

高知地方裁判所民事部 御中

当 事 者 目 録

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル
被 告 全国健康保険協会
上記代表者理事長 安 藤 伸 樹

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
被 告 国
上記代表者法務大臣 森 まさこ

代 理 人 目 録

- 〒 7 8 0 - 0 9 2 8 高知市越前町 2-5-26 横田ビル
TEL 088-824-7727 FKX 088-875-2807
梶原・みなみ法律事務所（送達場所）
弁護士 南 拓 人
弁護士 江 川 孝 明
- 〒 7 8 0 - 0 8 6 1 高知市升形 3-11 徳弘ビル 3 階
TEL 088-822-8885 FKX 088-854-3210
中内功法律事務所
弁護士 高 林 藍 子
- 〒 7 8 0 - 0 8 7 0 高知市本町 4-1-37 丸ノ内ビル 3 階
TEL 050-3383-5576 FKX 088-873-3051
法テラス高知法律事務所
弁護士 大 野 鉄 平
弁護士 福 元 温 子
- 〒 7 8 4 - 0 0 0 3 高知県安芸市久世町 9-20 すまいるあき 4 階
TEL 050-3383-0029 FKX 0887-34-8532
法テラス安芸法律事務所
弁護士 田 坂 一 也
- 〒 7 8 5 - 0 0 0 3 高知県須崎市新町 2-3-26
TEL 050-3383-5579 FKX 0889-42-2001
法テラス須崎法律事務所
弁護士 小 野 歩

請 求 の 趣 旨

- 1 被告全国健康保険協会（以下「被告協会」という。）がした別紙一覧表「原処分」の「処分結果」欄記載の各処分をいずれも取り消す。
 - 2 被告国は、別紙一覧表「原告」欄記載の各原告に対し、それぞれ同表「損失補償の請求額」欄記載の金員及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第2項について仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

1 終わらないビキニ事件～否定され続けた正義～

昭和29年（1954年）、アメリカ合衆国は、太平洋・ビキニ環礁において、6回にわたり違法な水爆実験を繰り返し、これにより第5福竜丸を含む多くの漁船の漁船員が被ばくをした。同水爆実験の総核威力は、48.31メガトンにもなり、広島型原爆が8年9か月と18日間、毎日爆発するのと同規模というものであった。

水爆実験による“死の灰”は、水爆実験の情報を何ら知らされないままいつものように漁に出ていた第5福竜丸のほか日本のマグロ漁船やマーシャル諸島民に降り注ぎ、空も海も人も魚も放射線に汚染された。

66年前に起きた、ヒロシマ・ナガサキに次ぐ史上3度目の核被災事件は、今も終わっていない。

昭和30年（1955年）1月4日、被告国は、アメリカ合衆国から200万ドルの見舞金を受け取り、同国の法的責任を不問とする政治決着（以下「日米合意」という。）を行った。

被告国は、これ以後の被災調査を打ち切り、第5福竜丸を除く漁船の漁船

員に対しては、マグロの廃棄処分等に対するわずかな補償金を支払ったのみで、健康被害に対する救済措置は講じなかった。上記核被災事件は、「第5福竜丸事件」だけに矮小化され、延べ1000隻のマグロ漁船、1万数千人の漁船員の被災事実は、戦後史の闇の中へと葬られたのである（以下、以上の一連の事実を「ビキニ事件」という。）。

昭和60年（1985年）、高知県幡多高校生ゼミナールの生徒と教師たちがビキニ事件の聴きとり調査を開始すると、やがて調査は、国・県へと事件の真相を求める取り組みへと発展していった。昭和61年（1986年）、山原健二郎衆議院議員（共産）は、国会で同ゼミナールの調査資料をもとにビキニ事件関係の文書の開示を求めた。しかし、厚生省（当時）は、「資料は残っていないし、新たな調査は困難」と答弁し、その後も「1955年の日米交換文書により解決済み」との回答を繰り返した。

ところが、平成25年（2013年）、NHK広島放送局がアメリカ公文書館でビキニ事件の資料が保管されていることを突き止め、政府答弁が偽証であったことが明るみになるや、平成26年（2014年）9月、被告国は、それまで一切開示してこなかった延べ556隻の資料を公開した。

資料の開示により被災船員らの被ばくの実態が明らかとなり、ビキニ事件は大きく前へ踏み出したかに思えた。しかし、その後も正義は否定され続けた。

すなわち、平成30年（2018年）2月16日、開示された資料に基づいて被災船員やその遺族らが提起した国家賠償請求訴訟について、高知地方裁判所は、被災船員全員の被ばくの実態を認めたものの、請求棄却の判決（甲共1）を下した（平成28年（ワ）第129号損害賠償請求事件、以下「国賠第1審判決」という。）。そして、令和元年（2019年）12月12日、高松高等裁判所が被災船員らの控訴を退け、同判決（甲共2）は確定した（平成30年（ネ）第242号損害賠償請求控訴事件、以下「国賠控訴審判決」という。）。

被災船員ら（前述のとおり、水爆実験があることを知らされぬまま、いつ

ものとおりに漁に出たときに、アメリカ合衆国による違法な水爆実験により被ばくした者たちである。)は、同国に対して損害賠償請求をする途を閉ざされたばかりか、一切の法的救済を否定され続けられ、その人間としての尊厳もまた、否定され続けている。

2 この裁判で求めるもの

本訴訟で被災船員又はその遺族である原告らが求めるものは、究極的には、被ばくにより奪われた被災船員の人間としての尊厳の回復である。

原告らは、被ばくによる被害（ひいては人間としての尊厳）を回復するため、法に基づき療養給付や遺族一時金、遺族年金の給付を求めたものの、原処分はこれらを認めず、審査請求、再審査請求を経ても一切の給付が認められなかったため、原処分の取消しを求めて本訴訟を提起した。

これに加えて、原告らは、被告国に対し、憲法第29条第3項に基づく損失補償の支払いを求める。

すなわち、アメリカ合衆国による水爆実験が国際法上違法であることは明白であり、被災船員は、被ばくにより筆舌に尽くしがたい苦しみを被ったのであるから、同国に対して、被ばくにより被った精神的苦痛について、損害賠償請求権を有していた。しかし、かかる財産権は、日米合意により、アメリカ合衆国に対して訴訟を提起することが不可能となったことで、制約を受けることになった。そこで、原告らは、かかる財産上の制約について、被告国に対し、正当な補償を求める。

ビキニ事件から66年が経過した今、被災船員の高齢化は顕著である。令和元年12月5日、上記国賠訴訟の原告団長として訴訟を率いてきた被災船員・Jが、国賠控訴審判決を前に無念の死を遂げた。83歳であった。

原告らは、できる限り多くの被災船員らが存命の内に法的救済を受けると共に、被災船員の人間としての尊厳を回復し、ビキニ事件を全面的に解決するため、本訴訟を提起した。

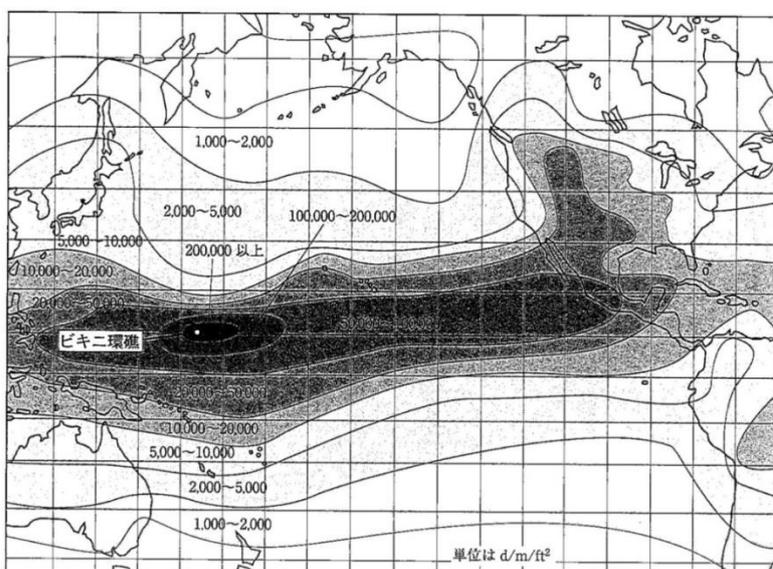
第2 ビキニ環礁水爆実験（キャッスル作戦）

アメリカ合衆国は、昭和29年（1954年）3月～5月の間に、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁又はエニウェトク環礁付近において、キャッスル作戦と題して、次のとおり、6回にわたって、水爆実験を行った（甲共3・甲共4、以下「本件水爆実験」といい、下表の各実験については実験名のみを示す。）。

実験名	日時(現地時間)	核出力 (メガトン)	場所	きのこ雲の高さ(km)	
				下端	上端
ブラボー	3月1日午前6時45分	15	ビキニ環礁	18.6	34.2
ロメオ	3月27日午前6時30分	11	ビキニ環礁	18.6	33
クーン	4月7日午前6時20分	0.11	ビキニ環礁	-	-
ユニオン	4月26日午前6時10分	6.9	ビキニ環礁	15.9	28.2
ヤンキー	5月5日午前6時10分	13.5	ビキニ環礁	22.2	33
ネクター	5月14日午前6時20分	1.69	エニウェトク環礁	13.5	21.6

なお、広島と長崎に投下された原子爆弾の各出力は、それぞれ、0.015メガトン、0.021メガトンとされ、第二次世界大戦で使われた総火力は、両陣営を合わせて7メガトン程度であったといわれている（国賠第1審判決認定事実、甲共1・20頁）。

本件水爆実験による同年7月1日時点における放射性降下物の状況は、次図のとおりである（甲共3・12）



第3 当事者

1 被災船員・訴外Aの遺族

原告a（以下「a」という。）は、訴外A（以下「A」という。）の長女である。

Aは、昭和29年3月1日から同月22日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業していた第7大丸に乗船中（甲個1-1）、本件水爆実験による放射線に被ばくし、胆管がんを発症し、これが原因で平成14年3月6日死亡した（甲個1-2，甲個1-3）。

なお、Aについては、その長男のXが、遺族一時金の裁定を請求していたが、それに対する処分取消し訴訟を提起することは断念することとなった。そこで、aが、損失補償の支払いを求めるべく、本訴訟を提起するに至った。

2 被災船員・訴外Bの遺族

原告b（以下「b」という。）は、訴外B（以下「B」という。）の長男である。

Bは、昭和29年3月1日から3月22日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業していた第7大丸に乗船中（甲個2-1）、本件水爆実験により被ばくし、肝癌を発症し、昭和42年6月11日、当該傷病により死亡した（甲個2-2，甲個2-3）。

3 被災船員・訴外Cの遺族

原告c（以下「c」という。）は、訴外C（以下「C」という。）の長男である。

Cは、昭和29年3月1日から同月22日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業していた第7大丸に乗船中（甲個3-1，甲個3-2）、本件水爆実験による放射線に被ばくし、直腸がんを発症し（甲個3-3）、その切除手術後遺症として急性腎盂腎炎及び尿管皮膚瘻を発症した後、平成30年2月9日に死亡した（甲個3-4）。

4 被災船員・訴外Dの遺族

原告d（以下「d」という。）は、訴外D（以下「D」という。）の長女で

ある。

Dは、昭和29年3月、ビキニ環礁近くの海域にて操業した第5海福丸に乗船し（甲個4-1，甲個4-2），同期間中に、本件水爆事件で被ばくした。そして、平成22年6月頃に、悪性リンパ腫や白血病を発症し、平成25年4月7日、当該傷病により死亡した（甲個4-3，甲個4-4）。

5 被災船員・訴外Eの遺族

原告E1（以下「E1」という。）及びE3（以下「E3」という。）は、それぞれ訴外E（以下「E」という。）の長女、二女である。E2（以下「E2」という。）は、E1の配偶者であるとともに、Eの養子である。

Eは、昭和29年3月27日から4月7日までの間、マーシャル諸島ビキニ東方海域にて操業した第5明賀丸に乗船し（甲個5-1），同期間中に、本件水爆事件で被ばくした。そして、平成27年9月17日、洞不全症候群を発症した（甲個5-2，甲個5-3）。

後述するとおり、Eは、継続療養給付を求める申請をしていたが、再審査請求後の平成31年3月23日に死亡したため、E1，E2及びE3が再審査請求の手續を受継した。

6 被災船員・原告F

原告F（以下「F」という。）は、ビキニ環礁近くの海域にて操業した第2幸成丸に乗船し（甲個6-1，甲個6-2），本件水爆実験のうち、昭和29年3月から4月にかけての水爆実験で被ばくした。そして、平成16年6月7日に健康診断で胃がんを発見され、胃部分切除手術を受け、通院を続けていたところ、平成27年6月22日に急性心筋梗塞と診断された（甲個6-3，甲個6-4，甲個6-5）。

7 被災船員・原告G

原告G（以下「G」という。）は、昭和29年2月3日から3月26日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業した第13光栄丸に乗船し（甲個7-1），同期間中に、本件水爆実験で被ばくした。そして、平成14年にC型慢性肝炎にて治療を受け終診となったが、平成27年7月30日に胃癌及び肝

細胞癌と診断され、同年8月24日に手術を受け、それ以降、定期通院を継続している（甲個7-2，甲個7-3，甲個7-4）。

8 被災船員・原告H

原告H（以下「H」という。）は、昭和29年2月3日から3月26日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業した第13光栄丸に乗船し（甲個8-1）、同期間中に、本件水爆実験で被ばくした。そして、平成16年9月13日に胃潰瘍及びアルコール性肝障害、平成18年1月頃に逆流性食道炎、同年9月20日に肝硬変とそれぞれ診断され、いずれの傷病についても、診断日以降、通院を継続している（甲個8-2，甲個8-3）。

9 被災船員・原告I

原告I（以下「I」という。）は、昭和29年4月26日及び同年5月5日、ビキニ環礁近くの海域にて操業した第8順光丸に乗船中（甲個9-1）、本件水爆事件で被ばくした。そして、平成17年10月20日に前立腺肥大症の手術を受けた際の病理検査において、前立腺がんと診断され、以降、定期的に通院してPSK検査による経過観察を行っている（甲個9-2，甲9-3）。

10 被災船員・訴外Jの遺族

原告j（以下「j」という。）は、訴外J（以下「J」という。）の妻である。

Jは、昭和29年7月18日から同年8月7日の間、ビキニ環礁近くの海域にて操業したひめ丸に乗船していたところ（甲個10-1）、本件水爆実験による放射性物質で被ばくし、その後に肝門部胆管癌を発症し、これが原因で令和元年12月5日死亡した（甲個10-2，甲個10-3，甲個10-4）。

11 被災船員・訴外Kの遺族

原告k（以下「k」という。）は、訴外K（以下「K」という。）の妻である。

Kは、昭和29年7月18日から同年8月7日の間、ビキニ環礁近くの海域にて操業したひめ丸に乗船していたところ（甲個11-1）、本件水爆実験

による放射性物質で被ばくし、平成5年頃白血病を発症し、これが原因で平成6年4月9日死亡した（甲個10-4，甲個11-2）。

1.2 被災船員・訴外Lの遺族

原告1（以下「1」という。）は、訴外L（以下「L」という。）の長女である。

Lは、昭和29年3月22日から同年6月5日までの間、ビキニ環礁近くの海域にて操業した弥彦丸に乗船し（甲個12-1），本件水爆実験により被ばくした。そして、平成15年頃に骨髄異形成症候群を発症し、これが原因で平成20年2月18日死亡した（甲個12-2，甲個12-3）。

なお、Lについては、その妻であるZが遺族年金の裁定を請求していたが、それに対する処分取消し訴訟を提起することは断念することとなった。そこで、1が、損失補償の支払いを求めるべく、本訴訟を提起するに至った。

第4 被ばく

本件水爆実験当時、漁船員であった原告又は原告の被相続人は、本件水爆実験により、次のとおり被ばくした（以下、被ばくした漁船員を総称して「本件被災船員」という。）。なお、このことは、国賠第1審判決及び国賠控訴審判決においても認定されている（甲共1・2～3頁，甲共2・2～3頁）。

1 訴外A（第7大丸）

Aは、昭和29年3月1日から同月22日までの間、第7大丸に無線士として乗船していたところ（甲個1-1），同月1日のブラボー実験に遭遇した。

第7大丸は、同実験の爆発時、ビキニ環礁の東方1200kmの位置を南下中であった（甲個1-4）。

また、第7大丸は、操業終了後、機関修理のためウエーキ島に向かうことになり、同月12日から同月22日までの間、危険区域¹及び水産庁指定区域

¹ 「危険区域」とは、アメリカ合衆国が水爆実験のために船舶の航行を禁止した水域であり、1951（昭和26）年2月の告示の後、2度に亘り拡大されているが、本件では、1954（昭和29）年3月19日、2度目に拡大された後の危険区域（甲共5）をいう。

²内を航行した（甲個 1－4）。

したがって、第 7 大丸に乗船していた A は、同月 1 日から同月 22 日までの間、初期放射線及び大量の放射性降下物に曝された。

2 訴外 B（第 7 大丸）

B は、昭和 29 年 2 月 18 日頃から同年 4 月 1 日までの間、甲板長として第 7 大丸に乗船していたところ（甲個 2－1）、同年 3 月 1 日のブラボー実験に遭遇した。

第 7 大丸は、同実験の爆発時、ビキニ環礁の東方 1200 km の位置を南下中であった（甲個 1－4）。

また、第 7 大丸は、操業終了後、機関修理のためウエーキ島に向かうことになり、同月 12 日から同月 22 日までの間、危険区域及び水産庁指定区域内を航行した（甲個 1－4）。

したがって、第 7 大丸に乗船していた B は、3 月 1 日から同月 22 日までの間、初期放射線及び大量の放射性降下物に曝された。

3 訴外 C（第 7 大丸）

C は、昭和 29 年 3 月 1 日から同月 22 日までの間、第 7 大丸に乗船していたところ（甲個 3－1、甲個 3－2）、同月 1 日のブラボー実験に遭遇した。

第 7 大丸は、同実験の爆発時、ビキニ環礁の東方 1200 km の位置を南下中であった（甲個 1－4）。

また、第 7 大丸は、操業終了後、機関修理のためウエーキ島に向かうことになり、同月 12 日から同月 22 日までの間、危険区域及び水産庁指定区域内を航行した（甲個 1－4）。

したがって、第 7 大丸に乗船していた C は、3 月 1 日から同月 22 日までの間、初期放射線及び大量の放射性降下物に曝された。

4 訴外 D（第 5 海福丸）

² 「水産庁指定区域」とは、当該水域において漁労に従事し又は当該水域を航行した漁船について、塩竈・東京・三崎・清水又は焼津港のいずれかに入港させた上で、その船員や漁獲物等の放射能検査をするものとして水産庁（当時）が指定した水域である（甲共 6）。

Dは、昭和29年3月1日から同月27日までの間、第5海福丸に乗船し（甲個4-1, 甲個4-2）、ビキニ環礁近くの海域にて操業した。

第5海福丸は、同年2月21日に浦賀港を出港し、太平洋と東南方向に航行し、同年3月6日にマーシャル諸島方向に進路を変更して、同月13日から同月25日までの間、水産庁指定区域外の海域で操業し、マグロ等を捕獲し、その後、同月26日から同月31日にかけて、水産庁指定区域及び危険区域内を通過して帰路につき、同年4月7日に浦賀港に帰港した。

第5海福丸は、同年3月27日のロメオ実験の爆発時刻には水産庁指定区域内の東部海域・ビキニ環礁の東方約870kmを航行中であり、爆発の約36時間後にタオンギ環礁（北緯15度、東経169度）を通過したと推定される（甲個4-4・6頁以下、甲個4-5）。

5 訴外E（第5明賀丸）

Eは、昭和29年3月27日から同年4月7日までの間、第5明賀丸に乗船し（甲個5-1）、ビキニ環礁東方海域にて操業した。

第5明賀丸の航行、操業中、同年3月27日にロメオ実験、同年4月7日にクーン実験が行われた。

第5明賀丸は、ロメオ実験及びクーン実験が行われた当時、ビキニ環礁の東方約1400kmの位置にあった（甲個5-3・6頁以下、甲個5-4, 甲個5-5）。

6 原告F（第2幸成丸）

Fは、昭和29年2月24日に第2幸成丸で出航し、同年3月11日から同年4月1日まで、ビキニ環礁付近の海域で、22回の操業を行った。そして、同月15日に東京に帰港した（甲個6-1, 甲個6-2, 甲個6-5, 甲個6-6）。

第2幸成丸の航行、操業中、同年3月1日にブラボー実験、同月27日にロメオ実験が行われ、Fは、これらにより被ばくした。

7 原告G（第13光栄丸）

Gは、昭和29年2月3日から同年3月26日までの間、第13光栄丸に

甲板員として乗船していた（甲個 7－1）ところ、同月 1 日のブラボー実験に遭遇した。

第 13 光栄丸は、同月 1 日から同月 13 日まで、ビキニ環礁の東方約 125.5 km の海域で操業し、操業終了後三崎港に帰航するまでの過程において、水産庁指定区域内を航行した（甲個 7－5）。

したがって、第 13 光栄丸に乗船していた G は、同月 1 日から同月 19 日までの間、初期放射線及び大量の放射性降下物に曝されることとなった。

8 原告 H（第 13 光栄丸）

H は、昭和 29 年 2 月 3 日から 3 月 26 日までの間、第 13 光栄丸に冷凍長として乗船していた（甲個 8－1）ところ、同月 1 日のブラボー実験に遭遇した。

第 13 光栄丸は、同月 1 日から同月 13 日まで、ビキニ環礁の東方約 125.5 km の海域で操業し、操業終了後三崎港に帰航するまでの過程において、水産庁指定区域内を航行した（甲個 7－5）。

したがって、第 13 光栄丸に乗船していた H は、3 月 1 日から同月 19 日までの間、初期放射線及び大量の放射性降下物に曝されることとなった。

9 原告 I（第 8 順光丸）

I は、第 8 順光丸に甲板員として乗船していた（甲個 9－1）ところ、昭和 29 年 4 月 26 日（ユニオン実験）及び同年 5 月 5 日（ヤンキー実験）の各水爆実験により被ばくした。

第 8 順光丸は、同年 3 月 29 日に三崎港を出港し、同年 5 月 18 日に三崎港に入港（同月 19 日に築地に回航）したが、この間、ビキニ環礁の東方約 400 km 付近の海域で操業していた（甲個 9－4，甲個 9－5）。特に、同月 5 日に行われたヤンキー実験の際は、危険区域内を航行しており（甲個 9－5）、直接“死の灰”を受けたことが明らかである。

なお、海上保安庁が作成した第 8 順光丸の航跡図は、実際の航路とは異なっている。これは、同船の船長であった訴外 Y が、マグロ等の漁獲物の廃棄又は価値が下落するのを避けるため、あえて実際と異なる航路を申告したた

めである（甲個 9-5）。

10 訴外 J（ひめ丸）

Jは、昭和29年7月8日、安田を出発し、同月18日から同年8月7日の間、ビキニ環礁近くの海域にて操業し、同月17日、東京に入港したひめ丸に乗船していた（甲個10-1、甲個10-4）。操業区域は、北緯5度から7度、東経140度から150度のラモトレク諸島付近であった（甲個10-4）。

本件水爆実験によるおびただしい局地的放射性降下物及び対流圏放射性降下物が広範囲に降下し、これによりひめ丸も、その放射能汚染から免れることができず、Jは被ばくした。

11 訴外 K（ひめ丸）

Kは、昭和29年7月8日、安田を出発し、同月18日から同年8月7日の間、ビキニ環礁近くの海域にて操業し、同月17日、東京に入港したひめ丸に乗船していた（甲個10-4、甲個11-1）。操業区域は、北緯5度から7度、東経140度から150度のラモトレク諸島付近であった（甲個10-4）。

本件水爆実験によるおびただしい局地的放射性降下物及び対流圏放射性降下物が広範囲に降下し、これによりひめ丸も、その放射能汚染から免れることができず、Kは被ばくした。

12 訴外 L（弥彦丸）

Lは、弥彦丸に乗船し（甲個12-1）、昭和29年1月13日に八幡港を出港してから同年3月16日に横浜港へ帰港したが、この間、同月1日のブラボー実験の実験日にはビキニ環礁から300里の海域を通過し、また、同月22日に再び横浜港を出港して同年5月30日に同港へ帰港するまでの間、ビキニ環礁から1200里の海域を通過した（甲個12-4）。

本件水爆実験によるおびただしい局地的放射性降下物及び対流圏放射性降下物が広範囲に降下し、これにより弥彦丸も、その放射能汚染から免れることができず、Lは被ばくした。

1.3 内部被ばく

以上は、いずれも体外から放射線を受ける外部被ばくについて述べたものであるが、本件被災船員は、内部被ばくもしている。

内部被ばくとは、体内から放射線を受けることであり、内部被ばくの経路としては、①経口摂取（口から入り消化管で吸収）、②吸入摂取（呼吸気道から侵入・肺、気道表面から吸収）、③経皮吸収（皮膚より吸収）、④創傷侵入（傷口より侵入）がある（甲共7）。

本件被災船員ら漁船員は、何日にもわたって漁に出るため、海水やスコールで体を洗ったり、釣り上げたマグロを刺身にして食べたりした。これにより、本件水爆実験により放射能に汚染された海水や雨を全身に浴びたり、同様に汚染された魚を食したりしたことで、上記①ないし④の内部被ばくをした。

第5 継続療養給付、遺族年金及び遺族一時金の概要等

1 継続療養給付

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号、以下「平成19年改正法」という。）附則第39条は、経過措置として、同法施行前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは通勤による負傷、障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関しては、なお従前の例によるものとし、被告協会が当該給付を支給することを定めている。

そのため、船員保険の被保険者についての平成19年改正法の施行（平成22年1月1日）前に発生した事故に起因する職務上の事由による負傷等に関しては、同改正前の船員保険法（以下「改正前船員保険法」という。）が適用される。

そして、職務上の事由による傷病にかかる療養の給付については、改正前船員保険法第28条第1項に「被保険者又は被保険者たりし者の給付対象傷病に関しては・・・療養の給付を為す」と規定され、同条第3項に「第1項

の給付対象傷病は・・・各号に掲ぐる被保険者又は被保険者たりし者の区分に従い当該各号に規定する疾病又は負傷とす」とした上で、同項第3号に「被保険者たりし者 被保険者の資格喪失前に発したる疾病若しくは負傷又はこれにより発したる疾病」と規定している。

つまり、船員保険の被保険者であった者に対しては、「被保険者の資格喪失前に発したる傷病若しくは負傷又はこれにより発したる疾病」があった場合には、療養の給付（被保険者の資格喪失後の療養給付）をすることを定めている。

2 遺族年金

平成19年改正法附則第39条により、同法施行（平成22年1月1日）前に発生した事故に起因する職務上の事由による疾病による死亡については、改正前船員保険法がなお有効である。

改正前船員保険法は、職務上の事由又は通勤災害により死亡した船員の遺族に対して、遺族年金を支給するものである（改正前船員保険法第50条）。そして、遺族年金は、次の生計を維持されていた者のうち、先順位者に支給されることとなっている（同法第23条の2第1項、第23条第1項）。

- ① 配偶者
- ② 子
- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹

3 遺族一時金

平成19年改正法附則第39条は、同法施行前に発生した船員の職務上の事由による死亡や、発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関しては、同法の施行後も、なお従前の例によるものとし、被告協会が当該給付を支給するものとしている。そのため、同法施行（平成22年1月1日）前に発生した事故に起因する職務上の事由による死亡や、疾病による死亡に関しては、

改正前船員保険法がなお有効である。

同法は、職務上の事由又は通勤災害により死亡したときに、遺族年金の対象となる遺族がない場合に、その他の遺族に対して、遺族一時金を支給することを定めている（同法第42条の3）。

支給される順位は、遺族年金を受けることのできる遺族がない場合に、次の者のうち先順位者に支給されることとなっている（同法第23条の3、第23条の4第1項）。

- ① 配偶者
- ② 生計を維持されていた子、父母、孫、祖父母
- ③ 生計を維持されていた上記②以外の人
- ④ 生計を維持されていなかった子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

4 申請者、申請内容等

本件被災船員又はその相続人は、被告協会に対し、平成28年2月26日又は平成30年9月28日、本件水爆実験での被ばくにより発症した疾病について、資格喪失後の継続療養給付の承認又は遺族年金若しくは遺族一時金の支給を求める申請を行った。

申請者、申請日、申請内容等は、別紙一覧表「原処分」欄記載のとおりである（以下、申請者を総称して「本件申請者」という。）。

第6 処分内容及び処分の違法性

上記申請に対する処分結果は、別紙一覧表「原処分」の「処分結果」欄記載のとおりである。

しかし、これら各処分（以下、各処分を総称して「本件原処分」という。）は、違法なものであるから、以下、本件原処分の詳細及び違法性について述べる。

1 被災船員・訴外Bにかかる遺族一時金

(1) Bは、本件水爆実験により被ばくし、当該被ばくが原因となり、昭和42年6月11日に肝癌により死亡した（甲個2-2）。

(2) bは、平成28年2月26日、被告協会に対し、遺族一時金の裁定を請

求したところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、遺族一時金を支給しない旨の処分をした（甲個2-4）。

遺族一時金については、被保険者又は被保険者であった者が、職務上の事由により死亡した場合で、遺族年金の支給を受けることができる遺族がいない場合に、その他の遺族に対して支給される。今回、被保険者であった者が、乗船中に被ばくしたことにより発症した傷病が原因で死亡したとする請求があったが、請求書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、請求の原因となった死亡は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不支給と決定した。なお、今回の請求については、仮に職務上の事由により死亡した者であったとした場合であっても、被保険者であった者の死亡の当時に、遺族年金の支給を受けることができる遺族（配偶者）がいたため、その他の遺族が遺族一時金を請求する権利はない。また、遺族年金を受ける権利を有する者が、請求せずに死亡した場合は、その者の遺族に未支給金が支給されるが、遺族年金を受ける権利を有する者の死亡から5年以内に未支給金の請求が行われていないことから、未支給金を受ける権利は時効により消滅している旨を申し添える。

(3) しかしながら、当該肝癌の発症は、本件水爆実験によりBが被ばくしたことに起因しており、Bが「職務上ノ事由・・・ニ因リ死亡シタ」（改正前船員保険法第42条の3）ことが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

2 被災船員・訴外Cにかかる継続療養給付

(1) Cは、本件水爆実験で被ばくし、これにより直腸がんを発症し（甲個3-3）、その切除手術の後遺症として急性腎盂腎炎及び尿管皮膚瘻を発症した。

(2) Cは、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給を申請したところ、平成29年12月25日、被告

協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした（甲個3-5）。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届出があったが、届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康被害が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められない。

- (3) しかしながら、当該直腸がん、急性腎盂腎炎及び尿管皮膚瘻の発症は、本件水爆実験によりCが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」(改正前船員保険法第28条第3項第3号)に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

3 被災船員・訴外Dにかかる遺族一時金

- (1) Dは、本件水爆実験により被ばくし、これにより平成22年6月頃に悪性リンパ腫を発症し、平成25年4月27日、当該傷病により死亡している（甲個4-4）。

- (2) Dが死亡した際、遺族年金の受給資格を有する遺族は存在しなかった。そこで、dは、平成28年2月26日、Dが「職務上ノ事由・・・ニ因リ死亡シタ」(改正前船員保険法第42条の3)として、被告協会に対し、遺族一時金の裁定を請求したところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、遺族一時金を支給しない旨の処分をした（甲個4-6）。

今回、被保険者であった者が、乗船中に被ばくしたことにより発症した傷病が原因で死亡したとする請求があったが、請求書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、

請求の原因となった死亡は、職務上の事由に起因するものとは認められない。

- (3) しかしながら、当該悪性リンパ腫の発症は、本件水爆実験により訴外梅春が被ばくしたことに起因しており、Dが「職務上ノ事由・・・ニ因リ死亡シタ」（改正前船員保険法第42条の3）ことが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

4 被災船員・訴外Eにかかる継続療養給付

- (1) 訴外幸松は、本件水爆実験により被ばくし、これにより平成27年9月17日に洞不全症候群を発症した（甲個5-3）。
- (2) 訴外幸松は、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養給付受給届出をしたところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした（甲個5-6）。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届け出があったが、請求傷病である洞不全症候群については、放射線被ばくとの関連性がある疾病とは認められない。なお、届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。添付された歯のエナメル質の測定データについて分析・検討したが、放射線降下物による被ばくを確認することはできなかった。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不承認と決定した。

- (3) しかしながら、当該洞不全症候群の発症は、本件水爆実験により訴外幸松が被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」（改正前船員保険法第28条第3項第3号）に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

5 被災船員・Fにかかる継続療養給付

- (1) Fは、本件水爆実験により被ばくし、これにより平成26年6月22日

に急性心筋梗塞を発症した（甲個6-5）。

- (2) Fは、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養給付受給届出をしたところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした（甲個6-7）。

今回、乗船中に被ばくしたことにより発症した傷病が原因で死亡したとする届け出があったが、届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被爆があったとすることを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不承認と決定した。

- (3) しかしながら、当該心筋梗塞は、本件水爆実験によりFが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」（改正前船員保険法第28条第3項第3号）に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

6 被災船員・原告Gにかかる継続療養給付

- (1) Gは、本件水爆実験により被ばくし、これにより平成27年7月30日までに胃癌及び肝細胞癌を発症し、同年8月19日に入院、同月24日に肝部分切除及び幽門側胃切除の手術を受け、同年9月9日に退院した（甲個7-2、甲個7-3）。以降、現在に至るまで定期通院を継続している。
- (2) Gは、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養給付受給届出をしたところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした（甲個7-6）。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届け出があったが、添付された血液検査の結果からは、赤血球数と血色素量の現法が放射線によると

はいえ、また同検査結果から放射線被ばくの線量を推定することは困難である。届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不承認と決定した。

- (3) しかしながら、当該胃癌及び肝細胞癌の発症は、本件水爆実験によりGが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」(改正前船員保険法第28条第3項第3号)に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

7 被災船員・原告Hにかかる継続療養給付

- (1) Hは、本件水爆実験により被ばくし、これにより平成16年9月13日までに胃潰瘍及びアルコール性肝障害、平成18年1月までに逆流性食道炎、同年9月20日までに肝硬変を発症した(甲個8-2)。
- (2) Hは、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養給付受給届出をしたところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした(甲個8-4)。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届け出があったが、請求傷病である肝機能障害については、アルコール性肝障害であり、放射線被ばくとの関連性は認められない。逆流性食道炎についても放射線被ばくとの関連性は認められない。なお、添付された血液検査の結果からは、赤血球数と血色素量の現法が放射線によるとはいえず、また同検査結果から放射線被ばくの線量を推定することは困難である。届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となっ

た傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不承認と決定した。

- (3) しかしながら、当該逆流性食道炎及び肝機能障害の発症は、本件水爆実験によりHが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」(改正前船員保険法第28条第3項第3号)に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

8 被災船員・原告Iにかかる継続療養給付

- (1) Iは、本件水爆実験により被ばくし、これにより前立腺癌を発症した(甲個9-2)。

- (2) Iは、平成28年2月26日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給を申請したところ、平成29年12月25日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした(甲個9-6)。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届出があったが、届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められない。

- (3) しかしながら、当該前立腺癌の発症は、本件水爆実験によりIが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」(改正前船員保険法第28条第3項第3号)に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

9 被災船員・訴外Jにかかる継続療養給付

- (1) Jは、本件水爆実験により被ばくし、これにより肝門部胆管癌を発症した(甲個10-2)。

(2) Jは、平成30年10月24日、被告協会に対し、船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給を申請したところ、令和元年10月3日、被告協会は、以下のとおり述べて、継続療養を承認しない旨の処分をした（甲個10-5）。

今回、乗船中に被ばくしたことにより傷病を発症したとする届出があったが、届出書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。また、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められない。

(3) しかしながら、上記各胆管癌の発症は、本件水爆実験によりJが被ばくしたことに起因しており、「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」（改正前船員保険法第28条第3項第3号）に該当することが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

10 被災船員・訴外Kにかかる遺族年金

(1) Kは、本件水爆実験により被ばくし、これにより白血病を発症し、これが原因となって平成6年4月9日死亡した（甲個11-2）。

(2) Kの妻であるkは、平成30年9月28日、被告協会に対し、遺族年金の裁定を請求したところ、令和元年10月3日、被告協会は、以下のとおり述べて、遺族年金を支給しない旨の処分をした（甲個11-3）。

遺族年金については、被保険者又は被保険者であった者が、職務上の事由により死亡した場合に、その遺族に対して支給される。今回、乗船中に被ばくしたことにより発症した傷病が原因で死亡したとする請求があったが、請求書及び添付の資料からは、当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。また、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康被害が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。よって、請求の原因となった死亡は、職務上の事由に起因するものとは

認められないことから、不支給と決定した。

(3) しかしながら、当該白血病の発症は、本件水爆実験によりKが被ばくしたことに起因しており、Kが「職務上ノ事由・・・ニ因リ死亡シタ」(改正前船員保険法第50条)ことが十分に認められる。

この点に関する具体的な主張立証は、追って行う。

第7 審査請求・再審査請求の経緯等及び因果関係の審理方法

1 審査請求・再審査請求の経緯等

以上のとおり、被告協会による本件原処分は、すべて違法である。

そこで、本件申請者(J及びkを除く。)は、平成29年12月25日付けの本件原処分について、平成30年1月25日、関東信越厚生局社会保険審査官に対し、審査請求をしたが、同年7月30日、同社会保険審査官は、審査請求をすべて棄却する決定をした。

本件申請者(J及びkを除く。)は、さらに、同年9月15日、社会保険審査会に対し、再審査請求を行ったが、社会保険審査会は、令和元年9月30日、再審査請求をすべて棄却する裁決をし、同裁決書は、同月31日に送達された。

また、J及びkも、同年10月3日付けの本件原処分について、同年12月16日、関東信越厚生局社会保険審査官に対し、審査請求を行ったが、審査請求がなされてから3か月を経過しても、裁決がなされなかった(本件は、行政事件訴訟法第8条第2項第1号に基づく提訴である。)

2 因果関係の審理方法について

本件における主たる争点は、被ばくと本件被災船員の上記各発症(疾病)との因果関係であると解される。

当該因果関係については、本件水爆実験による被ばく後の各漁船の船体等から検出された放射線量、本件被災船員の発症の経緯や歯から検出された線量、同乗船員の健康状況や死亡状況等の詳細な事実をつぶさに積み重ねて検証していくことによって審理・判断されるべきである(なお、こうした詳細

な事実については、今後、主張立証を行っていく。)

これに対し、被告協会は、審査請求や再審査請求における「保険者意見」として「国際放射線防護委員会（ICPR）を含め、国内外の専門機関で得られている科学的知見に照らして、がん死亡のリスクが線量とともに徐々に増えることが明らかになっている100mSv」との主張をしたり、再審査請求では、社会保険審査会が、「一応の目安として、放射線被ばくが100mSvを下回る場合には、それにより、がんが誘発されたことが高度の蓋然性をもって証明されたとはいえないと判断するのが相当である」と判断したりするなど、被告協会等は、本件被災船員に100mSvを超える放射線被ばくが認められるか否かという基準（以後「100mSv基準」という。）を、本件における因果関係の存否の判断基準に用いているようである。

しかしながら、かかる100mSv基準は、本件における被ばくと本件被災船員の上記各発症との因果関係を審査する基準としては、採用されてはならない。

その理由は、(ア)放射線による人体への影響は未だ十分に解明されているとはいえないこと、(イ)本件被災船員は外部被ばくだけでなく相当程度の内部被ばくがあると考えられるところ、100mSv基準は外部被ばくの基準であること、(ウ)被告国による被ばく直後の内部被ばくの調査のみならずその後の疫学調査等が全く行われておらず、原告らにおいて本件被災船員の被ばく線量を明らかにすることが困難であるという事情があるから等に他ならない。これらのことについては、追って、主張を補充する。

第8 損失補償

1 損失補償の概要

以上のとおり、本件被災船員は、本件水爆実験により被ばくし、これによる健康被害ないし精神的損害を被った。後述するとおり、本件水爆実験は、国際法に違反する明白な違法行為であったから、本件被災船員は、本件水爆実験を行ったアメリカ合衆国に対し、これら損害の賠償を請求する権利（損

害賠償請求権)を有していた。

ところが、これも後述のとおり、昭和30年1月4日、被告国は、アメリカ合衆国より200万ドルの見舞金を受け取り、それと引き替えに同国の法的責任を不問とする日米合意を交わした。

日米合意により、本件被災船員は、アメリカ合衆国に対して損害賠償請求をすることが不可能となったが、被告国は、現在に至るまで、かかる財産権の制約について、原告らに対し、一切の「正当な補償」(憲法第29条第3項)を実施していない。

言うまでもなく、最高裁判所は、直接憲法第29条第3項を根拠にして補償請求をする余地を認めており(最高裁昭和43年11月27日判決・刑集22巻12号1402頁)、下級審裁判例のなかには、同条項を類推適用等して国に対して損失補償責任を認めたものもある(東京地方裁判所昭和59年5月18日判決・判例時報1118号28頁、大阪地方裁判所昭和62年9月30日判決・判例時報1255号45頁)。

そこで、本件被災船員又はその相続人である原告らは、憲法第29条第3項に基づき、被告国に対し、「正当な補償」を求める権利を有する。

2 本件水爆実験の違法性

アメリカ合衆国は、昭和29年3月1日現地時間午前6時45分、ビキニ環礁の地上においてブラボー実験を実施したのを皮切りに、立て続けに本件水爆実験を実施した。

本件水爆実験は、以下のとおり、本件被災船員の生命及び身体に対する権利を侵害するものであり、国際法上違法である。

本件水爆実験が実施される前の昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において、世界人権宣言が採択された。同宣言第3条は、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」として、すべての人に生命に対する権利が保障されることを明らかにした。

本件水爆実験は、同宣言が定める生命及び身体に対する権利に対する重大な侵害である。

また、令和元年（2019年）9月、国連自由権規約委員会は、生命に対する権利に関する一般的意見を公表し、大量破壊兵器とりわけ核兵器の使用・脅威は生命に対する権利の尊重と矛盾するという事、そして、大量破壊兵器の使用や実験により被害を受けた者に対して適切な被害救済がなされるべきことを明らかにした。

このように、水爆実験が人々の生命に対する権利を侵害するという事は、現在では自明のこととして受け入れられており、そのような解釈が、本件水爆実験が行われた昭和29年当時において通用しないと解すべき理由は一切見当たらない。

したがって、アメリカ合衆国による本件水爆実験は、本件被災船員らの生命及び身体に対する権利を侵害するものであり、明らかに国際法上違法である。

3 アメリカ合衆国の賠償責任

本件被災船員は、本件水爆実験により被ばくしており、その被ばくの事実が国賠第1審判決及び国賠控訴審判決でも認定されていることは、上述のとおりである。

そして、本件被災船員は、本件水爆実験以降、被ばくによる恐怖等に苦しめられ続けた。

例えば、Gは、水爆実験について知らされないまま、放射能に汚染されたマグロを船内で食べ、放射能に汚染された海水で全身を洗った。そして、35歳頃（昭和45年頃）から左耳が聞こえなくなり、36歳頃にC型肝炎と診断され、40歳頃からは歯が次々に抜けてしまい、80歳頃（平成27年頃）には肝臓癌、胃がんの診断を受けた（甲共1・25頁）。

Gに限らず、本件被災船員は、水爆実験を知らされぬまま漁に出て、放射能に汚染された海水やスコールなどで体を洗い、船上で放射能に汚染された魚を食べた。そして帰港後も、水爆実験の詳細を知らされず、健康調査も行われない中、徐々に悪化する自己の健康状態を目の当たりにして、原因不明の病や死への恐怖におびえ続けた。

本件水爆実験での被ばくにより本件被災船員各人が被った精神的損害は、
どれほど低く見積もったとしても100万円を下らない。

したがって、本件被災船員は、アメリカ合衆国に対し、それぞれ100万
円の損害賠償を求める実体法上の権利（損害賠償請求権）を有していた。

4 日米合意の法的性質及び効果

(1) 日米合意の概要（甲共1・47～48頁）

日米合意は、昭和30年1月4日、本件水爆実験についての被告国とア
メリカ合衆国との交換公文による合意により行われた。

交換公文の内容は、アメリカ合衆国の特命全権大使ジョン・M・アリソ
ンが、「本使は、アメリカ合衆国政府が、マーシャル群島における1954
年の原子核実験の結果生じた傷害又は損害に対する補償のため、200万
ドルの金額を、法律上の責任の問題と関係なく、慰謝料として、日本国政
府に対しここに提供することを閣下に通報します。」、 「アメリカ合衆国政府
は、日本国政府が、前記の200万ドルの金額を受諾するときは、日本国
並びにその国民及び法人が前記の原子核実験から生じた身体又は財産上の
全ての傷害、損失又は損害についてアメリカ合衆国又はその機関、国民若
しくは法人に対して有するすべての請求に対する完全な解決として、受諾
するものと了解します。」、 「閣下が、貴国政府が前記の金額を受諾されるか
どうか及び前記の本国政府の了解が帰国政府の了解でもあるかどうかを本
使に通報されれば幸せであります。前記の金額が受諾される場合には、本
使は、この書簡及びその金額を受諾する閣下の回答を、両国政府のこれら
の相互の了解を確認するものとみなすことを提案する光栄を有します。」と
したのに対し、外務大臣重光葵は、「本大臣は、提供された前記の金額を日
本国政府が受諾すること及びその受領をここに確認することを閣下に通報
する光栄を有します。本大臣は、さらに、貴国政府の前記の了解が日本国
政府の了解でもあること及び閣下の書簡及び前記の金額を受諾するこの回
答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するものとみなすことを閣下
に通報する光栄を有します。」としたものであった。

日米合意については、昭和30年1月10日、全国かつおまぐろ漁業者大会において、同漁業者が要求している20億5051万0300円と上記200万ドル（当時の日本円で7億2000万円）との差額の支払を求める抗議の決議がされたり、同月17日、学者から厚生大臣に対して被ばく調査中止に関して時期尚早であるとする質問状が出されたりした。

しかし、被告国は、同年4月28日、上記200万ドルの慰謝料の配分についての閣議決定を行い、その後、第5福竜丸の乗組員22名に対し、慰謝料として4400万円が支払われた。

（2）日米合意の効果

日米合意において、被告国は、「前記の200万ドルの金額を受諾するときは、日本国並びにその国民及び法人が前記の原子核実験から生じた身体又は財産上の全ての傷害、損失又は損害についてアメリカ合衆国又はその機関、国民若しくは法人に対して有するすべての請求に対する完全な解決として、受諾するものと了解します。」とのアメリカ合衆国からの請求権放棄条項の提案を了承し、200万ドルを受領している。

両国間で成立したかかる請求権放棄条項により、本件被災船員が有していたアメリカ合衆国に対する損害賠償請求権は、行使が不可能となった。

なお、国家間の請求権放棄条項の解釈については、以下で述べるような見解が考えられるが、いずれの立場に従っても、本件被災船員の損害賠償請求権の行使が不可能となった点で変わりはない。

ア 被害者個人の損害賠償請求権を放棄する趣旨とする立場

国家間における請求権放棄条項の解釈について、被告国は、かかる条項により被害者個人の損害賠償請求権が放棄されるとの立場を採っていた。

例えば、中華人民共和国国籍を有する女性らが、第二次世界大戦当時、中華民国内において、旧日本軍の兵士らにより強制的に連行、監禁された上、継続的に暴行を受け、強姦され、精神的苦痛を被ったとして被告国に対して損害賠償を求めた事案の控訴審において、被告国は、上記加害行為についての被害者らの損害賠償請求権は、日本国と中華民国との

間の平和条約（日華平和条約）によって放棄された旨を主張した。

そして、かかる被告国の見解に沿って、東京高等裁判所は、「中華民國がサンフランシスコ平和条約14条(1)³をその内容に取り込んだ日華平和条約を締結したことによって、中国国民である控訴人らの、第二次世界大戦の遂行中に日本国国民である旧日本軍兵士らによる本件加害行為から生じた損害賠償請求権は放棄されたと認められる。」と判示した（東京高裁平成17年3月18日判決・訟務月報51巻11号2858頁）。

イ 最高裁判例

これに対し、上記事案の上告審において、最高裁判所は、「日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（日中共同声明）5項⁴によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。」と判示した（最高裁平成19年4月27日第二小法廷判決、判例タイムズ1240号121頁）。

つまり、被害者は、請求権放棄条項により裁判上訴求する権能を失い、被害者が保有していた損害賠償請求権は、自然債務に転化したとする立場である。

5 被告国の「正当な補償」をする責任

本件被災船員は、日米合意により、アメリカ合衆国に対する損害賠償請求権が放棄されたことで、同国に対し、不法行為（本件水爆実験）に基づく損害賠償請求訴訟を提起できなくなった。

³ 「この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」

⁴ 「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」

仮に、日米合意が、本件被災船員個人の損害賠償請求権の放棄を意味するものではなく、本件被災船員から裁判上訴求する権能を失わせる効果を有するにとどまるとしても、本件被災船員が、アメリカ合衆国に対して損害賠償請求訴訟を提起し得なくなった点で、何ら変わりはない。

このように、日米合意の締結により、本件被災船員は、アメリカ合衆国に対し、本件水爆実験による損害の賠償を求める訴訟の提起（権利の行使）が不可能となった。

かかる日米合意は、「特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いるもの」（最高裁判所昭和43年11月27日大法廷判決・刑集22巻12号1402頁）であるから、被告国は、本件被災船員に対し、憲法第29条第3項の定める「正当な補償」をする義務がある。

6 「正当な補償」の額

被告国が、原告ら（本件被災船員又はその相続人）に対して支払うべき「正当な補償」は、以下のとおりである（なお、以下の法定相続分に関する証拠（戸籍謄本等）は、追って提出する。）。

（1）被災船員・訴外Aの遺族

Aの法定相続人には、長女であるaの他、長男である訴外Xがいる。したがって、aの法定相続分は、2分の1である。

上述のとおり、Aが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、aは、Aの死亡により、100万円×1/2の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、aに対し、「正当な補償」として50万円を支払う義務を負う。

（2）被災船員・訴外Bの遺族

B（昭和42年6月11日死亡）の法定相続人には、長男であるbの他、妻及び2人の子がいたが、妻も、昭和62年11月22日に死亡している。したがって、bの法定相続分は、3分の1である。

上述のとおり、Bが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、

被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、bは、Bの死亡により、 $100万円 \times 1/3$ の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、bに対し、「正当な補償」として33万3333円（小数点以下切捨て）を支払う義務を負う。

(3) 被災船員・訴外Cの遺族

Cの法定相続人には、長男であるcの他、3人の子（既に死亡し、代襲相続人がいる者を含む。）がいる。したがって、cの法定相続分は、4分の1である。

上述のとおり、Cが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、cは、Cの死亡により、 $100万円 \times 1/4$ の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、cに対し、「正当な補償」として25万円を支払う義務を負う。

(4) 被災船員・訴外Dの遺族

Dの法定相続人には、長女であるdの他、長男、次男及び二女がいる。したがって、dの法定相続分は、4分の1である。

上述のとおり、Dが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、dは、Dの死亡により、 $100万円 \times 1/4$ の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、dに対し、「正当な補償」として25万円を支払う義務を負う。

(5) 被災船員・訴外Eの遺族

Eの法定相続人には、長女であるE1の他、二女のE3及び養子（E1の夫）であるE2がいる。したがって、これら3名の法定相続分は、それぞれ3分の1である。

上述のとおり、Eが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、E1、E2及びE3は、Eの死亡により、それぞれ $100万円 \times 1/3$ の損失補

償請求権を相続した。

したがって、被告国は、E 1、E 3及びE 2に対し、「正当な補償」としてそれぞれ33万3333円（小数点以下切捨て）を支払う義務を負う。

(6) 被災船員・原告 F

上述のとおり、Fが被った精神的損害は100万円を下回らず、Fは、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有している。

したがって、被告国は、Fに対し、「正当な補償」として100万円を支払う義務を負う。

(7) 被災船員・原告 G

上述のとおり、Gが被った精神的損害は100万円を下回らず、Gは、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有している。

したがって、被告国は、Gに対し、「正当な補償」として100万円を支払う義務を負う。

(8) 被災船員・原告 H

上述のとおり、Hが被った精神的損害は100万円を下回らず、Hは、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有している。

したがって、被告国は、Hに対し、「正当な補償」として100万円を支払う義務を負う。

(9) 被災船員・原告 I

上述のとおり、Iが被った精神的損害は100万円を下回らず、Iは、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有している。

したがって、被告国は、Iに対し、「正当な補償」として100万円を支払う義務を負う。

(10) 被災船員・訴外 J の遺族

Jの法定相続人には、妻であるjと子がいる。したがって、jの法定相続分は、2分の1である。

上述のとおり、Jが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、jは、

Jの死亡により、100万円×1/2の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、jに対し、「正当な補償」として50万円を支払う義務を負う。

(11) 被災船員・訴外Kの遺族

Kの法定相続人には、妻であるkと子がいる。したがって、kの法定相続分は、2分の1である。

上述のとおり、Kが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、kは、Kの死亡により、100万円×1/2の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、kに対し、「正当な補償」として50万円を支払う義務を負う。

(12) 被災船員・訴外Lの遺族

Lの法定相続人には、妻及び1他子1名がいる。したがって、1の法定相続分は、4分の1である。

上述のとおり、Lが被った精神的損害は100万円を下回らず、同人は、被告国に対して、100万円の損失補償請求権を有していたから、1は、Lの死亡により、100万円×1/4の損失補償請求権を相続した。

したがって、被告国は、1に対し、「正当な補償」として25万円を支払う義務を負う。

第9 結語

よって、原告らは、被告協会に対し、請求の趣旨第1項記載の各処分取消しを求める（a及び1を除く。）とともに、被告国に対し、憲法第29条第3項に基づく「正当な補償」の支払請求として、請求の趣旨第2項記載の金員の支払いを求める。

以上

【参考資料】

○雇用保険法等の一部を改正する法律

平成十九年四月二十三日法律第三十号

附則

(船員保険の職務上の事由による保険給付に関する経過措置)

第三十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に発生した事故に起因する職務上の事由若しくは通勤による負傷, 障害若しくは死亡又は職務上の事由による行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病又は当該疾病による死亡に関する平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付(平成二十二年改正前船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業として厚生労働省令で定めるところにより支給する支給金を含み, 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた年金たる給付を除く。)については, 給付の費用に関する事項を除き, なお従前の例によるものとし, 協会が当該給付を支給する。

○船員保険法

(昭和十四年四月六日)

(法律第七十三号)

平沼内閣

最終改正

平成一九年七月六日法第一一一号

第二十三条 遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者, 子,

父母，孫，祖父母及兄弟姉妹ニシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時(失踪ノ宣告ヲ受ケタル被保険者タリシ者ニ在リテハ行方不明ト為リタル当時トス以下第三項，第二十三條ノ三並ニ第二十三條ノ四第一項第二号及第三号ニ於テ同ジ)之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

② 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ当時政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ル者ヲ除キ之ヲ遺族年金ヲ受クベキ遺族トセズ

一 子又ハ孫(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

二 六十歳未満ノ夫，父母又ハ祖父母

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹(十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタルモノニ限ル)

③ 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時胎児タル子出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三條ノ二 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ三但書ノ規定ヲ準用ス

② 先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三 葬祭料又ハ第四十二條ノ二，第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者，子，父母，孫及祖父母並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者トス

第二十三條ノ四 前條ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス

一 配偶者

二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子，父母，孫及祖父母

三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡当時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ

四 第二号ニ該当セザル子，父母，孫及祖父母

② 第二十二条ノ三但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③ 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シ予メ之ヲ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④ 前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ五 第二十二条ノ三，第二十三条ノ二又ハ前条ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受クベキ被扶養者又ハ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保険給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

一 診察

二 薬剤又ハ治療材料ノ支給

三 処置，手術其ノ他ノ治療

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

② 前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌

月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者(以下特定長期入院被保険者等ト称ス)ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス)

二 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ(特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス)

イ 食事ノ提供タル療養

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三 評価療養(健康保険法第六十三条第二項第三号ニ規定スル評価療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ)

四 選定療養(健康保険法第六十三条第二項第四号ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ)

③ 第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 七十五歳未満ノ被保険者(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク) 疾病又ハ負傷

二 七十五歳未満ノ被保険者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル)及七十五歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由(職務上ノ事由以外ノ事由(通勤ヲ除ク)ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病(当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル)

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

④ 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

⑤ 第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左

ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ社会
保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥ 第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長
官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦ 第一項第一号乃至第五号ノ給付(給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生
労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク)ハ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四
十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第二十六項
ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病(当該
疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモ
ノニ限ル)

第四十二条ノ三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタ
ル際(其ノ者ノ死亡当時胎児タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際)其ノ者ノ死亡ニ関シ遺族
年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル金
額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第五十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキ
ハ其ノ遺族ニ対シ遺族年金ヲ支給ス